

◆法人県民税法人税割

区分	税率(%)	
	平成11年10月1日から平成26年9月30日 までの間に開始する事業年度	
	標準税率	超過税率
法人税割	5.0	5.8

※ 標準税率は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年1,500万円以下の法人に適用されます。
※ 平成22年9月30日以前に解散した法人の清算確定申告における税率は超過税率になります。

◆法人事業税

区分	法人の種類	所得等の区分		税率(%)							
				平成20年10月1日から 平成26年9月30日まで の間に開始する事業年度		平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで の間に開始する事業年度		平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで の間に開始する事業年度			
				標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率		
所得金額 課税法人	普通法人 公益法人等 人格のない社団等	所得 割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7	2.95	3.4	3.65	3.4	3.65	
				年400万円を超え 年800万円以下の所得	4.0	4.365	5.1	5.465	5.1	5.465	
			軽減税率不適用法人	年800万円を超える所得	5.3	5.78	6.7	7.18	6.7	7.18	
				清算所得※	(5.3)	5.78	—	—	—	—	
			特別法人 (法人税法別表三に掲げる 協同組合等及び医療法人)	所得 割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	2.7	2.95	3.4	3.65	3.4
	年400万円を超える所得	3.6				3.93	4.6	4.93	4.6	4.93	
	軽減税率不適用法人				特定の協同組合等の所得のうち年所得 10億円超の金額	4.3	4.695	5.5	5.895	5.5	5.895
	清算所得※					(3.6)	3.93	—	—	—	—
					特定の協同組合等の所得の うち年所得10億円超の金額	(4.3)	4.695	—	—	—	—
	収入金額 課税法人	電気供給業、ガス供給業、保険業 及び貿易保険業を行う法人			収入 割	収入金額		0.7	0.765	0.9	0.965
	外形標準 課税法人	地方税法第72条の2第1項第 1号イに規定する法人 (資本金の額又は出資金の 額が1億円を超える普通法 人(特定目的会社、投資法 人、一般社団法人・一般財 団法人を除く))	所得 割	軽減税率 適用法人	年400万円以下の所得	(1.5)	1.69	(2.2)	2.39	(1.6)	1.755
年400万円を超え 年800万円以下の所得					(2.2)	2.475	(3.2)	3.475	(2.3)	2.53	
軽減税率不適用法人				年800万円を超える所得	(2.9)	3.26	(4.3)	4.66	(3.1)	3.4	
				清算所得※	(2.9)	3.26	—	—	—	—	
付加価値割				—	0.504	—	0.504	—	0.756		
資本割			—	0.21	—	0.21	—	0.315			

※資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年7,000万円以下(平成28年3月11日以前に終了する事業年度は5,000万円以下)、収入金額課税法人については、収入金額が年5億6,000万円以下(平成28年3月11日以前に終了する事業年度は4億円以下)の法人については、標準税率が適用されます。

※清算所得1に対して課税されるのは、平成22年9月30日以前に解散した法人に限ります。平成22年10月1日以後に解散した法人は、所得金額に課税されます。

※()内の税率は、兵庫県では法人事業税への適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額(基準法人収入割額)の計算に用います。

◆地方法人特別税

課税標準	対象法人	税率(%)		
		平成20年10月1日から 平成26年9月30日まで の間に開始する事業年度	平成26年10月1日から 平成27年3月31日まで の間に開始する事業年度	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで の間に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人以外の法人	81	43.2	43.2
	外形標準課税法人	148	67.4	93.5
基準法人収入割額	収入金額課税法人	81	43.2	43.2